2　前条の規定の施行前に旧合併特例法第八条第八項の規定による同条第一項の協議に係る告示がなされた合併市町村（旧合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村をいう。）の議会の議員の定数については、なお従前の例による。

（都市鉄道等利便増進法の一部改正）

第四十六条　都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第八項中「、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即し」を削る。

第二十六条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

第四十七条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第五項を除き、」を削り、同条第五項中「第一項の基本的な構想」を「基本構想」に改め、「、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し」を削る。

（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正）

第四十八条　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し」を削る。

第十二条第三項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正）

第四十九条　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第九項中「、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し」を削る。

第十五条中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の一部改正）

第五十条　次に掲げる法律の規定中「、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し」を削る。

一　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第五条第四項

二　特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第九条第三項

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第五十一条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号ニ及びチ中「又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団」を削る。

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律の一部改正）

第五十二条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即し」を削る。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の一部改正）

第五十三条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第七項中「、当該市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第二条第四項（同法第二百八十一条第三項において準用する場合を含む。）に規定する基本構想をいう。）に即するとともに」を削る。

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
環境大臣　松本　龍
防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　**直**人

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二日

内閣総理大臣　菅　**直**人

法律第三十六号

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律

（民事訴訟法の一部改正）

第一条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　管轄（第四条―第二十二条）
第二節　裁判所職員の除斥及び忌避（第二十三条―第二十七条）」を「第一節　日本の裁判所の管轄（第三条の二―第三条の十二）
第二節　管轄（第四条―第二十二条）
第三節　裁判所職員の除斥及び忌避（第二十三条―第二十七条）」に改める。

第一編第二章中第二節を第三節とする。

第五条第十五号中「（相続財産の全部又は一部が同号に定める地を管轄する裁判所の管轄区域内にあるときに限る。）」を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

（管轄裁判所の特例）

第十条の二　前節の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて、この法律の他の規定又は他の法令の規定により管轄裁判所が定まらないときは、その訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属する。

第十一条第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第一編第二章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節　日本の裁判所の管轄権

（被告の住所等による管轄権）

第三条の二　裁判所は、人に対する訴えについて、その住所が日本国内にあるとき、住所がない場合又は住所が知れない場合にはその居所が日本国内にあるとき、居所がない場合又は居所が知れない場合には訴えの提起前に日本国内に住所を有していたとき（日本国内に最後に住所を有していた後に外国に住所を有していたときを除く。）は、管轄権を有する。

2　裁判所は、大使、公使その他外国に在ってその国の裁判権からの免除を享有する日本人に対する訴えについて、前項の規定にかかわらず、管轄権を有する。

3　裁判所は、法人その他の社団又は財団に対する訴えについて、その主たる事務所又は営業所が日本国内にあるとき、事務所若しくは営業所がない場合又はその所在地が知れない場合には代表者その他の主たる業務担当者の住所が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

（契約上の債務に関する訴え等の管轄権）

第三条の三　次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができる。

一　契約上の債務の履行の請求を目的とする訴え又は契約上の債務に関して行われた事務管理若しくは生じた不当利得に係る請求、契約上の債務の不履行による損害賠償の請求その他契約上の債務に関する請求を目的とする訴え　契約において定められた当該債務の履行地が日本国内にあるとき、又は契約において選択された地の法によれば当該債務の履行地が日本国内にあるとき。